

貨物自動車運送事業者数及び車両数

令和6年3月31日現在

支 局 別	区 分	一 般								特 定		合 計		貨物軽自動車 運 送 事 業 (軽霊柩含む)
	事業者数	一 般		(特別積合せ)		霊 柩		計						
	車 両 数	管 内	その他	管 内	その他	管 内	その他	管 内	その他	管 内	その他	管 内	その他	
新 潟	事業者数	688	183	6	14	93	0	781	183	2	1	783	184	2,364 (2)
	車 両 数	18,656	6,841	492	192	353	0	19,009	6,841	5	8	19,014	6,849	4,065 (2)
長 野	事業者数	640	217	10	8	83	5	723	222	3	0	726	222	3,011 (5)
	車 両 数	14,972	5,761	186	209	232	10	15,204	5,771	17	0	15,221	5,771	5,332 (7)
富 山	事業者数	575	130	2	24	51	1	626	131	6	0	632	131	1,280 0
	車 両 数	10,636	2,916	116	121	181	2	10,817	2,918	13	0	10,830	2,918	2,115 0
石 川	事業者数	694	132	2	14	50	3	744	135	6	1	750	136	1,695 (2)
	車 両 数	10,539	3,301	41	184	175	24	10,714	3,325	28	15	10,742	3,340	2,874 (2)
合 計	事業者数	2,597	662	20	60	277	9	2,874	671	17	2	2,891	673	8,350 (9)
	車 両 数	54,803	18,819	835	706	941	36	55,744	18,855	63	23	55,807	18,878	14,386 (11)

(注)1.「管内」欄には、当該運輸支局管内に主たる事務所を有する事業者数を当該事務所を管轄する支局ごとに計上した。

2.「その他」欄には、当該運輸支局管外に主たる事務所を有する事業者が当該運輸支局管内に営業所を存する場合に、当該営業所の所在地を管轄する支局ごとに事業者数及び車両数を計上した。

3.「特別積合せ」欄の事業者数及び車両数は、一般の欄の内数とし、車両数については運行車数を計上した。

4.「霊柩」欄の事業者数には、霊柩専業者数を計上するため、一般との兼業者については「一般」欄へ計上する。また、車両数については霊柩自動車と一般自動車を各々区別し「一般」欄と「霊柩」欄に計上する。

5.「貨物軽自動車運送事業者」欄には、軽霊柩自動車を保有する事業者数及び車両数を内数として()書きで表示した。